

# 再診時の選定療養費に関するQ&A

## 再診時の選定療養費 医科 2,700円(税込) 歯科 1,620円(税込)

Q1. 再診時の選定療養費とはどんなものですか？

A1. 当院に通院をされている場合でも、症状等が落ち着いた場合には、地域の医療機関に再度紹介をさせていただいております。このように、地域の医療機関に対し、紹介状を作成する旨の申出を医師が行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合、次回の再診時以降、受診の都度、再診時の選定療養費として上記の費用をご負担いただきます。

日常的な健康管理や健康相談を地域の医療機関に依頼し、地域での役割分担と業務連携を強化することで、当院の医療資源を重症患者の治療や緊急性の高い患者の治療に注力することができ、また、診察や検査の待ち時間を短縮する効果も期待することができます。

地域の医療機関との役割分担、業務連携にご理解・ご協力をお願いいたします。

Q2. 紹介状を作成されたら、もう市民病院を受診できないのですか？

A2. いいえ、あくまで症状等が落ち着いた場合に、日常的な健康管理や健康相談を地域の医療機関に依頼する、という趣旨ですので、今後、受診ができないわけではありません。

地域の医療機関へ紹介状を作成させていただいた後については、普段はかかりつけの医療機関を受診していただき、症状が悪化した等の場合については、かかりつけ医からの紹介状をご持参の上、ご来院いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

Q3. 再診時の選定療養費には健康保険は使えますか？

A3. 再診時の選定療養費は保険適応外となるため、自費でのご負担となります。

Q4. 選定療養費はどんな場合にも払わなければならないのですか？

A4. 下記の場合については支払う必要はございません。

(1) 緊急の場合（当院が緊急の受診が必要と判断した場合）

(2) 国の公費負担医療制度の受給対象者である場合

(例) 生活保護法、感染症法等の受給対象者

(3) 地方単独の公費負担医療制度の受給対象者である場合

※特定の障がいや特定疾病等の医療証をお持ちの方に限ります。

(乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度等はこれに該当しません)

(4) HIV感染者である場合

(5) その他、当院を受診することについて正当な理由があると当院が認めた場合

町田市民病院 医事課  
(2018年9月)